

とっとりUD施設普及推進プログラムについて

令和4年9月20日
住まいまちづくり課

2月議会で改正した福祉のまちづくり条例（以下「条例」という。）の施行（10月1日）に合わせて、建築物のUD（ユニバーサルデザイン）整備の普及を推進するため、「とっとりUD施設普及推進プログラム」を創設し運用を開始するので、その概要を報告する。

1 条例改正の概要

- ・バリアフリー整備を義務付ける施設規模の引下げ（理美容院200㎡→100㎡）、整備基準の強化（自動ドアの義務化）、弱視者配慮基準の追加、既存建築物に適用する整備基準の緩和。
- ・建築物のUD整備の普及を推進するため、「とっとりUDアドバイザー派遣制度」及び「とっとりUD施設認証制度」を創設。

2 とっとりUD施設普及推進プログラムの概要

建築物のUD整備を計画、設計、整備、普及の4つのステップにより支援し、全ての人にとって使いやすいUD建築物の普及を推進する。

(1) 計画：とっとりUDアドバイザー派遣制度（令和4年10月開始）

- ・計画の段階から施設の整備及び運営・サービスについて、利用者目線で助言を行うUDアドバイザーを派遣し、施設のUD整備の計画を支援する。
- ・アドバイザーには、2種類の区分を設定し、養成講習会を修了した者を県が登録し、施設の要望に応じて登録したアドバイザーを派遣する。（民間施設の派遣費用は県負担）

【アドバイザーの区分】

利用者アドバイザー	高齢者、障がい者（聴覚、視覚、肢体不自由、内部）、子育て経験者等
専門家アドバイザー	建築士、社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、保健師、保育士、子育て支援員等の資格を有する者等

(2) 設計：とっとりUD施設認証制度（令和4年10月開始）

- ・条例の整備基準に適合し、さらにUD整備（ハード）、運営・サービス（ソフト）の両面の取組内容に応じて、★・★★・★★★の3段階で格付して認証し、公表することで利用者の利便性向上を図る。

【主なUD整備の内容】 UD認証施設の取組項目は次頁参照

整備（ハード）	・各階に車いす使用者用トイレを整備 ・キッズルーム、授乳室又は利用者の休憩室を設置
運営・サービス（ソフト）	・あいサポート企業に登録し、従業員に定期的にUDに関する教育の実施を誓約 ・とっとりUDアドバイザーの助言を整備又は運営に反映

(3) 整備：福祉のまちづくり推進事業補助金（令和4年10月制度拡充）

- ・UD認証に必要な整備費用について、市町村と協調助成を行う福祉のまちづくり推進事業補助金により、通常補助額に上乘助成することで、施設のUD整備を支援する。

【令和4年度当初予算】 予算額：17,831千円（通常のバリアフリー助成の予算額を含む）

[補助率] 2/3（国1/3、県1/6、市町村1/6）、所有者1/3

[補助対象経費]

新築	条例の整備基準に適合する多目的トイレ・オストメイト用設備・駐車場屋根の整備、アドバイザーの意見を反映した整備に係る費用
改修	新築の項目に加えて、条例基準以上となる自動ドア・敷地のバリアフリー化・車いす使用者用客室の整備に係る費用

例) UD認証施設における車いす使用者用トイレ整備の場合（補助率2/3）

1,300千円（通常の補助額） + 1,300千円（UD認証施設に上乘せする補助額）

(4) 普及：バリアフリーマップアプリによる情報提供（令和5年3月運用開始）

- ・スマホ・パソコン上の地図にUD認証施設、バリアフリー施設の情報を表示し、利用者が検索できる機能を備えたアプリを開発し、UD認証施設等の周知及び利用者の利便性向上を図る。

【アプリの機能】

- ・施設情報は、建物用途やバリアフリー整備の内容（車いすトイレ有等）で検索可能。
- ・子育て応援パスポートと一体的に開発し、子育て世帯、高齢者、障がい者向けの施設割引情報の掲載、多言語に対応することで利用者の利便性向上を図り、外国人、ユニバーサルツーリズムにも対応。

【参考】

〇とっとりUD施設認証の評価項目及び認証基準

評価項目	認証基準（条例を上回る整備を行う場合を評価）	評価点	
施設整備 (ハード)	①エレベーターの設置	・車いす使用者の利用に配慮（ボタンの位置、鏡の設置など）	必須
	②敷地内の通路	・前面道路から建築物の主な出入口までの経路に夜間照明を設置し、かつ条例基準より緩やかなスロープ（勾配1/15以下）を設置	1点
	③駐車場の整備	(1)車椅子使用者用駐車施設とは別の区画にハートフル駐車場を設置（1点） (2)車いす使用者用駐車施設又はハートフル駐車場に屋根を設置（1点）	2点
	④屋外の出入口の整備	・移動等円滑化経路を構成する出入口（風除室の出入口を含む）は全て自動ドア戸を設置	1点
	⑤屋内の通路	・不特定かつ多数の者が利用する廊下には、両側に手すりを設置	1点
	⑥客室の整備（ホテル・旅館）	・条例により設置が必要な室数に1を加えた室数以上を設置	2点
	⑦車いす使用者用便所の整備	・利用居室がある各階に車いす使用者用便所を設置	2点
	⑧高齢者・乳幼児用設備の整備	(1)キッズルーム、授乳室又は利用者の休憩室を設置（2点） (2)車椅子使用者用便所に大型ベッドを設置（1点）	2点
運営・サービスソフト	⑨利用居室の整備（飲食店・物販店）	(1)物販店の場合：内部の通路（商品棚間も含む）の幅員を120cm以上確保（1点） (2)飲食店の場合：内部の通路幅員は90cm以上を確保、座席の過半以上を可動式かつテーブル等の下部に車いす使用者に配慮した空間（1点）	1点
	⑩運営面の配慮	・貸出用車いす又は筆談ボード（タブレット端末）を設置	1点
	⑪あいサポート企業・従業員教育	・あいサポート企業に登録し定期的に従業員にユニバーサルデザインに関する教育の実施を誓約	1点
	⑫UDアドバイザーの助言	・アドバイザーの助言を受けたときは、施設の整備又は運営に取り入れること	1点
格付方法 ／評価点合計	★★★★：80%以上(12点/15点)、★★★65%以上(10点/15点)、★★50%以上（8点/15点） （★★以上の評価とする場合は、アドバイザーの助言を受けていることを要件）	15点	

※評価項目は、施設の規模や用途によって該当しない項目を除く（客室の整備はホテル・旅館等のみ評価）

〇UD施設の整備例

キッズルームの整備



わかりやすい車椅子使用者用駐車場



筆談ボードの常備



利用居室がある各階に車いす使用者便所の整備

